

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2019.3.27 ナリボで (同日)	日本側 小笠原一郎在マダガスカル大使 マダガスカル側 アンジアンイナリリヴェル・アジエ 外務大臣臨時代理	2019.4.9 121号
マダガスカル	マダガスカル国営テレビ局番組制作機材及び番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	マダガスカル国営テレビ局番組制作機材及び番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	163,700千円 2022.10.30まで	2019.3.27 ナリボで (同日)	日本側 小笠原一郎在マダガスカル大使 マダガスカル側 アンジアンイナリリヴェル・アジエ 外務大臣臨時代理	2019.4.9 122号
マダガスカル	国道二号線（アンタナナリポートアベニュー間）におけるマダガスカル橋及びアベニューバスナ橋改修計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	国道二号線（アンタナナリポートアベニュー間）におけるマダガスカル橋及びアベニューバスナ橋改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,596,000千円 2026.12.31まで	2019.8.30 横浜で (同日)	日本側 小笠原一郎在マダガスカル大使 マダガスカル側 アンジアンツイトウクハイナ・フラスク・ミツシエル・ニヤイナナ外務大臣	2019.9.12 145号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。